

取扱区分：「公開」

令和2年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年8月7日（金）10時00分

於：周南市役所 1階多目的室

令和2年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年8月7日（金） 午前10時07分 ～10時45分

2 場 所 周南市役所 1F多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員

第1番	あき 秋	さだ 貞	けい 啓	こ 子	君	第2番	あり 有	ま 馬	とし 俊	まさ 雅	君
第3番	いわ 岩	た 田	みのる 実	君	第4番	さ 佐	いき 伯	とも 伴	あき 章	君	
第5番	しら 白	いし 石	じゅん 純	じ 治	君	第6番	たか 高	ほし 橋	めぐみ 恵	君	
第7番	とく 徳	もと 本	つとむ 勉	君	第8番	ひろ 弘	なか 中	ひさし 壽	君	君	
第9番	やま 山	きき 崎	みつ 光	お 夫	君	第10番	た 田	なか 中	えい 榮	さく 作	君
第11番	ふじ 藤	い 井	たかし 孝	君	第13番	ほら 原	だ 田	まさ 雅	ゆき 之	君	
第15番	はやし 林	しゅん 俊	いち 一	君	第16番	まつ 松	だ 田	たか 孝	ゆき 行	君	
第17番	ふじ 藤	わら 原	のり 典	こ 子	君						
第18番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)						
第19番	やま 山	した 下	とし 敏	ひこ 彦	君 (会 長)						

(2) 欠席委員

第12番	とし 歳	みつ 光	とき 時	まさ 正	君	第14番	の 野	むら 村	くに 邦	ゆき 幸	君
------	------	------	------	------	---	------	-----	------	------	------	---

(3) 事務局職員

局 長	久 野 哲 郎	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

(4) 傍聴人

なし

4 会議に付した議案

議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第30号	農地転用事業計画変更申請承認について	1件
議案第31号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について	1件
報告第24号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第25号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第26号	非農地証明について	7件
報告第27号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第28号	農地所有適格法人報告書の提出について	5件

事務局長

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は19名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第12番 歳光委員 第14番 野村委員の2名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いたします。

議長（山下会長）

開会（午前10時07分 ～ ）

皆さん、おはようございます。

それでは只今より、令和2年第9回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第2番 有馬 俊雅委員、第11番 藤井 孝委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第27号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1議案3件です。

1番から、ご説明いたします。

所在、地目は、記載のとおりで、4筆の5, 621平方メートルでございます。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人が遠隔地に居住し耕作が困難なため、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。

取得後の農地は約160アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（山下会長） 只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番 藤井委員 1 1 番の藤井です。
事務局の説明通りで間違いございません。
売り手側は、今季限りで農業をやめるとの事で、買い手側は規模拡大のため新たに取得するとのことでした。

議長（山下会長） ご審議、よろしくをお願いします。
ありがとうございました。
只今の議案第27号1番の案件につきまして、質疑を行います。
ご意見、ご質問はございませんか。

第7番 徳本委員 人・農地プランとの関係は、どの様になっていますか。
事務局 担い手については、その様な位置付けとはなっておりません。
議長（山下会長） そのほか、質疑はございませんか。
(なしの声あり)
特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
議案第27号1番につきまして、採決を行います。
許可とすることに、ご異議はございませんか。
(なしの声あり)
異議がありませんので、議案第27号1番は許可と決定いたします。
続きまして、議案第27号2番を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長 次に、2番ですが、所在、地目は、記載のとおりで、3筆404平方メートルでございます。
権利移動は、所有権移転で、譲渡人が相続により取得しましたが、遠隔地に居住し耕作が困難なため、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。
取得後の農地は約43アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（山下会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番 原田委員

第13番の原田です。

議案第27号2番について補足説明いたします。

去る7月30日、8月4日に申請人代理人、譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は現在サツマイモ等野菜、花卉類が栽培されておりました。譲渡人は相続したものの遠方のため管理もできず現在管理してもらってる譲渡人に譲渡したいとのことでした。

譲受人は家の隣地である申請地を十数年前から管理しており、今後も耕作を続けてほしいとの譲渡人の意向もあって譲り受けるとのことでした。

今後も季節の野菜果樹を栽培したいとのことでした。

トラクター、耕運機、草刈機等営農するのに必要な機材を保有し、今まで申請地を耕作し続けており今後も家族で営農するとのこと、問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

只今の議案第27号2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第27号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第27号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に、3番ですが、所在、地目は、記載のとおりで、1筆2、479平方メ

ートルでございます。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人が遠隔地に居住し耕作が困難なため、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。

取得後の農地は約78アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（山下会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番 有馬委員

2番の有馬です。

3番について去る8月1日に譲受人と現地確認と意思確認をいたしました。また、譲渡人とは当日、自宅に伺い意思確認を致しましたので報告します。譲渡人は高齢であり、後継者も居ないことから経営規模を縮小しており、申請地の譲渡先を探していたとのことでした。

譲受人は、申請地の続きで水稻や二作されており、隣接する土地であることから有効に活用できるのではないかと、また規模拡大もしたいと考えていたことから、買い受けることにしたとの事でした。

現地は昨年まで牧草を植えていたとのこと、譲受人は今後、野菜等を植え、農協等への出荷を考えているとのことでした。

譲受人は、ご夫婦で意欲的に農業に取り組んでおられまして、問題はないと思います。

よろしく、ご審議の程お願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

只今の議案第27号3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第7番 徳本委員

譲受人が下松市ということなんですが、現地までの通算距離とかは如何なんでしょう。

第2番 有馬委員

この近辺に倉庫というか建屋がありまして、そこから持ち出すということですが、12キロメートル経路だったように聞いています。

第7番 徳本委員
事務局

人・農地プランには該当されていませんよね。

購入される方は、人・農地プランに該当されていません。

第7番 徳本委員

下松市ということなんだけど、どうなんだろう他市にまたがっている場合、要件があるのでは。

下松市の人・農地プランと周南市の人・農地プランとの整合性はどうなるのか。

事務局

3条許可にあたって、下限面積要件や全部耕作要件等ございませませんが、それは先ほど説明の通り全て満たしております。

人・農地プランに入っていないというのは、その要件には入っておりません。

今回は農地の権利移転なんですけど、農地の権利移転は、人・農地プランに該当しているかは要件として入っておりませないので、今も今後も変わることはございませません。

第7番 徳本委員

要件に入っていないと思うんですよ。

今、農業委員会が目指している方向として、人・農地プランに該当する人に集中的に集めようという方向じゃあないのですか、だから農業委員会として考えておかないといけないのではないかな。

意見として申し上げておく。

議長（山下会長）

今回の3条の審議の対象という事は、今の内容は含まれていないという事ですが、今、徳本委員がおっしゃった事は重々考えて行かないといけないと思います。

他にご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第27号3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、2ページ、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

申請人は、記載のとおりです。

現在所有する駐車場は、離れた場所に2台分しかなく、高齢化に伴い自家用車による参拝が増えつつあり、駐車台数の確保と参拝者の負担軽減を図るため、寺に隣接する申請地を参拝者用駐車場として10台分を計画するものです。

申請地は、中須支所から南東へ約400メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番 佐伯委員

4番の佐伯です。

議案第28号について報告します。

8月5日、申請者に直接面会しまして申請内容及び現地を見させていただきました。

長年農地は耕作されておらず、申請者はお寺の住職さんで近年高齢者が増え、近場に駐車場が必要となったため、当地を駐車場にしたいとの申請で、近隣農地への問題もないと思われまますので、許可しても良いと思われまます。

審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

只今の議案第28号1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、3ページ、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

まず1番です。申請人は、記載のとおりで、自社経営の資材置場が一杯となり、近年須々万地区を中心に事業展開している中で、新たに資材置場が必要となったため、申請地の譲渡を申し入れ、譲渡人が、これに応じたものです。

申請地は、須々万総合支所から南西へ約800メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番 有馬委員

2番の有馬です。

1番について去る8月1日に現地確認をいたしました。

また譲渡人とは8月3日、譲受人とは8月4日に意思確認をいたしましたので、報告いたします。

現地は2筆となっておりますが、両方とも雑草が繁茂している状況であり耕作されておられません。

なお3年前までは水稻をされていたという事です。

譲渡人は高齢であり後継者も居ないことから、今後、農業経営をすることもなく、申請地の活用や譲渡先を検討されていたという事です。

一方、譲受人は須々万地区で建設業を経営されており、資材置き場を探していたところ、幹線道路に近い所に申請地を探し買い受けることにしたという事でした。

必要書類も添付されており、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

只今の議案第29号1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第7番 徳本委員

河川があるようですが、県ですか市ですか。

所有は市ですか。

事務局

準用河川ですので市の管理となります。

第7番 徳本委員

市でも河川の申請がいるのでは。

事務局

市への申請はいりません。

第7番 徳本委員

県の方は河川法の55条申請が必要ですが、市では必要ないと。

事務局

必要ございません。

議長（山下会長）

他に、ご意見はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

次に、2番です。申請人は、記載のとおりで、転用目的は、平成30年7

月豪雨災害によるＪＲ西日本、線路法面復旧工事に伴う作業通路、作業ヤード、資材置場を計画するものです。

なお、先月の豪雨により、仮復旧箇所が再び崩落し、列車の運行に支障を来したため、緊急的に法面の仮復旧工事を行っています。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ約１．９キロメートルに位置し所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、申請地が都市計画法による用途地域である準工業地域に存在している第３種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番 原田委員

第１３番の原田です。

議案第２９号２番について補足説明いたします。

去る７月３０日、８月４日に現地確認及び両申請人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は現在休耕しており雑草が繁茂していて、一部草刈りがされてＪＲ岩徳線軌道法面が崩れた所の応急処置でフレコン土嚢を抑えるための鋼管が組まれておりました。

借受人の話では、一昨年（西日本豪雨）の際崩れた部分が、この７月上旬の大雨で再び崩れたとのことでした。

ＪＲ岩徳線の運転再開のため７月８日に応急処置を行うとともに、その後災害復旧のための申請地借受の申請を行ったとのことでした。

事前着工ではありますが、公共交通機関の早期復旧のためであり、鋼管を組んだ後、重機、資材等は農地から搬出しており速やかに申請も行っているということでやむを得ない事態と考えます。

申請地は国道２号に面しており申請人の話では３０年ほど前から耕作して

いないとのことでした。

この度災害復旧工事にあたり借受人の申出に応ずるとのことでした。

周辺は線路、道路、休耕田で事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

只今の議案第29号2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第30号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして4ページ、議案第30号「農地転用事業計画変更申請承認について」、本件は、昨年8月9日の総会において、ご承認いただき、令和元年8月28日付け指令周農委第5号の20で許可された後、今年1月10日の総会において、工事の終期を変更する事業計画変更申請のご承認をいただきました農地法第5条許可申請に伴う事業計画のうち、再び工事の終期を変更するもので、令和2年9月30日までのところを6ヶ月間延長し、令和3年3月31日までとする「事業計画変更申請」になります。

本件の所在、地目、地積は、記載のとおりで、内容は、JR山陽新幹線の法面排水工事を実施するにあたり、申請地が工事現場に近接しているため、工事期間中、一時的に現場事務所、工事車両等駐車場、産業廃棄物仮置場などとして利用するものです。

法面排水設備に係る電気支障移転が延期されたことにより、土木工事のスケジュールが遅れ、工期延長に至っているとの経緯により、この度の計画変

更が申請されています。

進捗状況としては、現在作業ヤードとして使用している状況です。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

只今の議案第30号1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第31号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして5ページ、議案第31号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について」、平成21年の農地法改正により、下限面積の設定が農業委員会に移譲され、地域の実情に応じて面積を定めることが可能となり、周南市農業委員会として、現在告示をしているところです。

参考資料1として、県内各市町の下限面積の状況を添付していますが、昨年と変わりはありません。

次に、農地の権利取得の下限面積要件の特例といたしまして、参考資料2をご覧ください。

農地法では、農地に係る権利の取得をする場合の要件は、農地法第3条第2項第5号のとおりですが、農地法施行規則第17条の第1項または第2項の何れかの適用により、農業委員会において、この範囲内で別段の面積を定めるものです。

現在、周南市では、別段面積を大津島・大島・給島地区が20アール、その他の地区が30アールと定めておりますが、この下限面積につきましては、毎年総会において、面積の設定または、修正の必要性をご審議いただき、結果と

理由を公表することとなっております。

これらにより、別段面積の設定について、別紙1として、お諮りするものです。

まず、30アール地区ですが、参考資料3の経営耕地面積規模別農家数30アール未満の農家数割合が53%、20アール未満が27%となっており、30アール地区につきまして、「現行の下限面積30アール地区の変更は行わない。」とするものです。

次に、20アール地区ですが、参考資料3の下限面積20アール設定地域の農家数20アール未満の農家数割合は、地域によっては、40%に満たないところもありますが、20アール地区につきまして地形的特性や農地の効率的利用の確保という観点も含め、「現在の別段面積を継続する。」とするものです。

なお、先程開催されました幹事会におきまして、今年調査のあった農林業センサスのデータや農地利用状況調査の結果及び県内市町の動向を推察し、下限面積の緩和につきましては、引き続き検討していくことで、ご承認をいただいております。

説明は、以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

只今の議案第31号の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号につきまして、採決を行います。

決定とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第31号は決定いたしました。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第24号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きますして6ページ、報告第24号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」、市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することについては、農地法第4条第1項第8号に規定され、許可は不要とされており、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第24号を終わります。

続きますして、報告第25号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

続きますして7ページおよび8ページ、報告第25号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」、市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は6件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第25号を終わります。

続きますして、報告第26号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

続きますして9ページおよび10ページ、報告第26号「非農地証明について」、登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき交付する証明書で、今回は7件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び

証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

続きまして11ページ、報告第27号「農地の転用の制限の例外による届出について」、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているものです。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

冒頭で、ご説明しましたとおり、議案作成後に1法人から報告書が提出されましたので、お配りした議案書の方をご覧ください。

報告第28号「農地所有適格法人報告書の提出について」、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているもので、今回は5件ございました。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第28号を終わります。

これを持ちまして、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、
令和2年第9回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年8月7日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 有 馬 俊 雅

委 員 藤 井 孝